　　　令和７年度四街道市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

施　　行　令和７年５月１９日

一部改正　令和７年７月　９日

（目的）

第１条　この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として四街道市（以下「本市」という。）が実施する、定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　調整給付金（不足額給付分）は、定額減税調整給付金（以下「調整給付金（当初給付分）という。」の支給額に不足が生じる者等に対し、本市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第３条　調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和７年１月１日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和４０年法律第３３号）上の非居住者並びに令和６年分所得税に係る合計所得金額及び令和６年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が１，８０５万円を超える者を除く。

　⑴　イ及びロに掲げる額の合計額（１万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がハに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

　　イ　３万円に、その者の令和６年１２月３１日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に１を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和６年分所得税額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の３の３第１項の規定がないものとした場合における令和６年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

　　ロ　１万円に、その者の令和５年１２月３１日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に１を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和６年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第５条の８第４項及び第５項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

　　ハ　調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあっては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）の給付対象外であった場合、零とする。）

　⑵　令和６年分所得税額及び令和６年度分個人住民税所得割額が零であり、令和６年分所得税に係る合計所得金額及び令和６年度分個人住民税に係る合計所得金額が４８万円を超える者

　⑶　令和６年分所得税額及び令和６年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第３２条第３項及び第３１３条第３項の規定による青色事業専従者又は同法第３２条第４項及び第３１３条第４項の規定による事業専従者である者

　⑷　前３号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和５年１１月２９日付け府地創第３２７号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

２　前項第１号イに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和７年度分個人住民税課税情報から推計した令和６年分所得税額から算定した額とすることができる。

３　第１項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

４　第１項第２号及び第３号においては、次の各号に該当する者を除く。

　⑴　令和６年分所得税額又は令和６年度個人住民税所得割額が零でない者

　⑵　調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

　⑶　令和５年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和６年度の新たに住民税非課税世帯若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

　（支給額）

第４条　前条第１項第１号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号イ及びロに掲げる額の合算額（１万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ハに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和６年分所得税に係る合計所得金額が１，８０５万円を超える場合は同号イを、令和６年度分個人住民税に係る合計所得金額が１，８０５万円を超える場合は同号ロを、それぞれ零とする。また、令和６年１月２日以降に国外から転入し令和７年１月１日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号ロを零とする。

２　前条第１項第２号及び第３号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として４万円とする。ただし、令和６年１月２日以降に国外から転入し令和７年１月１日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、３万円とする。

３　前条第１項第４号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、４万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額並びに前条第１項第１号の規定により支給される調整給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする（１万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）。

４　前条第１項第１号イ及びロに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和７年６月１０日とする。この場合において、同項第２号に掲げる対象者が本市に対して、事務処理基準日前に個別に書類の提示をすることを妨げるものではない。

５　事務処理基準日以降に生じた前条第１項第１号イ及びロに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金（不足額給付分）の金額に反映しないものとする。ただし、当該修正等により調整給付金（不足額給付分）の支給対象者でなくなった場合は、この限りではない。

（受給権者）

第５条　調整給付金（不足額給付分）の受給権者は、第３条における支給対象者とする。

（支給の方式）

第６条　第３条第１項第１号に規定する者は、別紙様式第１号の確認書（以下「確認書」という。）を提出するものとする。ただし、令和７年１月１日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）で、本市から調整給付金（当初給付分）を受給していない者については、別紙様式第２号の申請書を提出するものとし、本市は、当該者から申請書の提出があったときは、当該者に確認書を送付し、当該者は確認書を提出するものとする。

２　第３条第１項第２号、第３号又は第４号に規定する者は、別紙様式第３号の申請書を提出するものとする。

３　確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第３号及び第４号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第１号又は第２号による支給が困難な場合に限り行う。

　⑴　郵送方式　提出者が確認書等を郵送により本市に提出し、本市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

　⑵　窓口方式　提出者が確認書等を本市の窓口に提出し、本市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

　⑶　窓口現金受領方式　提出者が確認書等を郵送により、又は本市の窓口において本市に提出し、本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

　⑷　現金書留送付方式　提出者が確認書等を郵送により、又は本市の窓口において本市に提出し、本市が現金書留等により現金を送付する方式

４　提出者は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

５　本市は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から別紙様式第４号の確認書送付先変更届（以下「変更届」という。）の提出があったときは、当該変更届に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

第６条の２　本市は、前条の規定にかかわらず、調整給付金（当初給付分）を支給した者、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第３８号）第１０条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者等であって、第３条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、別紙様式第５号の支給のお知らせにより調整給付金（不足額給付分）の支給の申込みを行うことができる。

２　前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、別紙様式第６号の届出書による受給の辞退又は別紙様式第７号の届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。

３　四街道市長（以下「市長」という。）が別に定める期限までに前項の届出等がないときは、市長は、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給することができる。

（代理による確認書等の提出・受給）

第７条　支給対象者に代わり、代理人として第６条の規定による確認書等の提出及び調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

　⑴　法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

　⑵　親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

２　代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、本市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

３　本市は、第１項第１号及び第２号の者にあっては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の提出の期限）

第８条　確認書等の提出受付開始日は、令和７年７月１５日とする。

２　申請書の提出期限は、令和７年９月３０日とする。また、確認書の提出期限は、令和７年１０月３１日とする。

（支給の決定）

第９条　市長は、第６条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

（調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等）

第１０条　市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い）

第１１条　市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第８条第２項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

２　市長が第９条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第１２条　市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給した調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第１３条　調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第１４条　この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年５月１９日から施行する。

（失効等）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る給付金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

　　　附　則

　この要綱は、令和７年７月９日から施行する。